

2010.6.22

# 国際投資協定の意義と課題

## —どのように理解するか？—

東京大学教授・経済産業研究所FF

小寺 彰

# 国際投資協定 (IIA) とは何か？

- 投資保護協定－内国民待遇・最恵国待遇・公正待遇・収用補償・送金等の補償・仲裁 (国家v国家、投資家v国家)
- 投資自由化協定－投資自由化約束・パフォーマンス要求の禁止等
- 1959年に最初の二国間投資協定 (BIT)、その後増加して現在2600強
- 21世紀における投資家v国家の増加：現在までに300余の訴え
- わが国において投資保護協定の価値の再認識－投資戦略会議の設置等

# 投資協定仲裁のイメージ

- 投資先国で国家起因の行為によって損失  
→ 現地政府当局と交渉 → 交渉決裂 → 国家を相手どって仲裁提起 → 仲裁廷の結成 → 勝訴 → 仲裁判断の執行
- 現地政府との紛争対処 + 投資リスクの軽減  
(従来は現地裁判所等) (従来は投資保険等)  
→ 投資経由国の選定が重要

# 投資協定の現代的意義

- 各国が自由に決めていい事項が国際規制の下におかれるようになった。  
「自由」→「国際規制」:この点を実質化し、強化したのが仲裁。
- 資本の流れは、「先進国→先進国」を別にすれば、かつては「先進国→途上国」であったが、現在は、それに加えて「途上国→途上国」・「途上国→先進国」も増加。Eg. 中国の投資協定への積極姿勢
- 投資協定については、①投資仕出国と②投資受入国双方の配慮が必要。投資協定仲裁は対先進国で使いやすい。
- → 3つの実践的課題 (very delicate mechanism: Jan Paulsson)

# 投資協定と社会的価値：投資協定はどの範囲をカバーすべきか？：課題1

- 環境保護のために新規立法によって、事業が立ち行かなくなった！投資協定によって投資家は現地政府から損害賠償を得られるようにすべきか？

## 投資保護・投資自由化の価値によって律すべき範囲はどこまでか？

- 投資保護・自由化は最高の価値か？ 人権、環境保護、地域開発等と比較して。
- 国民には補償されず、なぜ外国人だけに補償されるかー逆差別か？
- いったん約束した以上、それによって保護を与えるのは当然。国民には決定に参加する権利があるが、外国人にはない。

## 投資協定における適用除外事項の重要性 (加えて労働・環境基準の遵守まで要求するか？)

# 投資協定によって何を保護するか：強い義務 ：課題1（続）

- 「投資家」、「投資財産」によって保護の範囲が決まる。
  1. 自国民が外国を経由することで保護を受けるのが適当か？ 利益否認条項の意味の縮小
  2. 投資財産には、貿易上の債権や工事債権などが含まれることもある。  
－投資協定仲裁事件では、インフラ案件や工事案件が多い。－投資協定仲裁がリスクヘッジする事件は何か
- 協定を廃棄しても義務が永続。  
条約の廃棄と条約上の義務の終了は別。

# IIA仲裁は適切な紛争処理手続か？

## : 課題2

- 現状(a) ICSID又は国際商事仲裁用の機関仲裁・アドホック仲裁の利用、(b)途上国の一部で消極姿勢(ベネズエラ、ボリビア等のICSID脱退、EPAにおけるフィリピンの仲裁拒否)
- 問題点①—重要問題を、投資家と現地政府の意見によって決めて良いのか。仲裁判断によって解釈が分かれる→国内裁判所等の他のフォーラムと比較したときの特徴は？ 途上国の裁判所の信頼性・条約に基づく判断：正当性(legitimacy)は十分確保されているか？
- 問題点②—国際商事仲裁の手続が適当か？ (a) ICSIDの意味？—判断公表が原則など特殊な手続 (b)第三者が手続に加わることを考えるべきか？—amicus curiae制度導入の是非、さらに(c) 常設裁判所や統一上級委の可能性は？

## 多数国間投資協定は？：課題3

- 経緯：現在の多数国間投資協定は、東欧のエネルギー開発・輸送の安定化を目指すエネルギー憲章条約だけ。1998年に多数国間投資協定(MAI)・2003年にWTO投資ルールの交渉決裂
- 見通し：当面不可能。  
＜理由＞
  1. 2700余の投資協定の蓄積：MAIは投資協定実績の少ない国のみ有利。
  2. 統一ルールは不要：交渉で相互に「取り合う」ことの重要性和オーダーメイドのルール指向
  3. 多数国間協定の作成には、一国覇権の状態か、それとも①有力国が特定の価値を共有し、②他国がそれに従うという構造が必要。20世紀には、米国と西欧諸国が多数国間協定作りをリードし、援助等によって途上国を引込むという意味決定メカニズムが作用。現在は①米国や西欧諸国と価値共有の幅が狭い新興諸国の力が増大し、かつ②途上国グループ内も利益が分化し、多数国間協定作成の意思決定メカニズムがない。例：地球温暖化交渉の不調
- 望ましさ：国によって異なる(既存条約の多寡)。柔軟性 vs 統一性



# むすび

政府サイド: 投資協定はorder-made。→状況に合った内容を。「知恵」の競争

- 投資自由化・保護価値(とくに投資保護価値)の、他の社会政策との関係での位置の必要。－投資協定による投資保護は一般に考えられるものより広い。

企業サイド: ①事業の国際展開の中で投資協定をいかに活かすか(リスクヘッジの中での位置づけ)、②事業の国際展開に合致した投資協定の探求・提言の必要:「知恵」の競争